



巻頭言

神奈川県弁護士会
会長 三浦 修



「法教育」については、その単語は知っていたが、内容については、今日まで、漠然と「自分の頭で論理的に考える力をつけさせる教育」であり、その教育の一環として、刑事模擬裁判が役立つのだろうという程度の理解しかなかった。今回、法教育センターニュースの巻頭言を書くことになって、あらためて勉強してみた。

2010年版の弁護士白書に、「時代を担う法教育」というテーマで特集が組まれている。そこに、法教育とは、「法の基礎にある価値や原則」に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身につけることで、「個人が尊重される自由で公正な社会」を構築しようとする態度・意欲を育てる教育だとされている。そして、法教育の内容を説明するために、市民に求められる意欲・態度を掲げ、その意欲・態度を身につけるために必要な技能や知識を提供するのが法教育であるとして、次のように述べている。

「個人が尊重される自由で公正な社会」の構成員としての市民には、(1) 自己・他者を尊重する態度、(2) 私的な領域においては自分たちの法律関係を自分たちで決定する態度、(3) 公的な領域においては法過程

に主体的に参加する態度、(4) 約束や法を守るという態度（批判的に吟味したうえで）、(5) 紛争を平和的に解決する態度が求められており、そうした態度がとれるようになるために、市民には法教育によって、①事実を正確に認識し問題を多面的に分析する能力、②自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解する能力、③多様な意見を調整して合意を形成しまた公平な第三者として判断を行ったりする能力を身につけることが求められる。

ここで述べられている、①事実を正確に認識し問題を多面的に分析する能力、②自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解する能力の二つは、我々弁護士の基本的な素養である。③多様な意見を調整して合意を形成しまた公平な第三者として判断を行ったりする能力は、特に調停委員や和解をする裁判官の素養といえるだろう。そうすると、我々弁護士が法教育に携わるのは、単に刑事裁判手続を習得して模擬裁判の指導ができるからというのではなく、①②のような素養をもっていればこそであろう。

それにしても、このような①～③の能力をもった市民が普通に生活している社会というのはどのような社会だろうか。法的紛争が起こりそうになっても市民同士で解決ができてしまうので弁護士など必要なくなっているのだろうか。法律が存在するかぎり、法律の専門家としての弁護士は必要だと信じたいが、その働き方は大きく変わっているかもしれない。今後の法教育の成果がどのような形で現れてくるのか、怖さもあるが楽しみでもある。

法教育センター設立

10周年記念シンポジウム

法教育委員会委員 高柳 良作

平成28年3月26日、神奈川県民ホールにて、法教育センター設立10周年記念シンポジウム「法教育から主権者教育を考える」が開催されました。

今回のシンポジウムは、教員、教育関係者、そして法教育に携わる弁護士などを対象として、「主権者教育」とは何かについて考える機会を提供するとともに、あらためて法教育とは何かを考えることを目的として実施されました。それと同時に、法教育センターが実施してきた「出前授業」を教員の方々に体験してもらうことで、さらなる法教育活動の普及を推進することも目的の一つとしています。



本シンポジウムは日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会と共催し、神奈川県教育委員会、横浜市・川崎市・相模原市の各教育委員会から後援をいただき、上記対象者に向けて幅広く告知を行いました。

その結果、年度末の土曜日であるにもかかわらず全国から140名を超える方々に参加していただくことができました。

まず、午前は「ルール作り」の教材を使って「模擬出前授業」を実施し、参加者を生徒役として、実際に出席授業を体験してもらいました。

参加者からは、「利害関係が対立する当事者が意見をどのように調整し、共存していくかという過程は、小学生のころから経験させる必要があると思います、大変参考になった。」といった感想も聞かれました。

利害が対立する当事者が、話し合いを通じて調整をするという過程を実際に体験してもらうことで、模擬出席授業の有用性が、現場の教員の方々にも伝わったのではないかと思います。

また、午後は宍戸常寿教授により、「法教育から主権者教育を考える」というタイトルで講演をしていただきました。

それを受ける形で、当会の村松剛会員、宍戸教授、

そして主権者教育の授業を実施した県立柏陽高等学校の教員2名をパネリストとして、パネルディスカッションが実施されました。

パネルディスカッションにおいては、それぞれの立場から主権者教育について語られるとともに、柏陽高等学校で行われた主権者教育の授業についての実践報告がなされました。



そして、当日会場にいた「その授業を受講した学生」から率直な感想が述べられるなど、主権者教育の実践に関する具体的な意見の交換がなされ、多くの参加者の関心を集めていました。

平成28年7月に実施された参議院選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。文部科学省から主権者教育に関する副教材が発行されたことから、主権者教育についてはさらに注目が集まると思われます。反面、どのような授業を行うべきか悩んでいる教員も多い、という現場からの声も聞かれます。



そのため、本シンポジウムをきっかけとして、継続して法教育的な観点から主権者教育を考える機会を提供していくことが、大切なのではないかと思います。

最後に、本シンポジウムでは、法教育センターが設立された頃には弁護士になっていなかった若手弁護士が中心となって、企画・運営を行うことができました。

「次の10年」に向けて、法教育に関する活動がさらなる発展を遂げられるよう、若手委員の一人として、努力を続けていきたいと思っています。

高校生模擬裁判選手権関東大会本戦

平成28年7月30日、東京地方裁判所の法廷を使用して第10回高校生模擬裁判選手権関東大会が行われました。出場校は、東京から2校、静岡から昨年の優勝校を含め2校、埼玉1校、山梨1校、神奈川2校の計8校です。そのうち、東京と神奈川では、応募数が多かったことから各予選が行われ、予選を通った4校が出場しました。私と真田智行会員が支援した湘南白百合学園高等学校も激闘の末、なんとか神奈川県予選を勝ち抜き、関東大会への出場権を得ました。

模擬裁判選手権は、多面的な視点で考える力や事実に基づいて論理的に意見する力を育成する等の目的で行われています。そのため、参加校に派遣される弁護士は指導弁護士とはいわず支援弁護士といい、支援弁護士は直接的に答えを教えるような指導はできず、尋問事項、論告、弁論を作成する生徒たちが主体的に考え結論を出せるように側面支援を行うことになっています。今年の題材は結婚詐欺の事案でしたが、生徒たちが行き詰ったとき、支援弁護士は、「皆さんが私を騙そうとしたらどんな行動をとりますか。」「皆さんはどんな人と、どんな時に結婚しようと思うと思いますか。」などと語りかけ、違った視点から考えるように促していきます。そうすると、生徒たちは、それまで気付かなかった事実の重要性に気付き、また議論が活発になります。今年の生徒たちは、昨年県予選で敗退した雪辱を晴らすべく関東大会で優勝したい気持ちが強すぎるあまり、生徒間での意見の衝突があり、予

選後にチーム崩壊の危機にも直面しました。そのような時は、「今、自分の考えや価値観が絶対であると考える人による様々な事件が起きています。皆さんが事実

に争いがない今回の題材で事実の見方により検察側と弁護側で全く異なる主張をしているように、事実は見る人の立場によって全く異なるものになります。そのことを経験した皆さんなら、もっとチームメイトの立場に立って考えたり、自分を顧みたりすることができるはずですよ。」と話したりしました。

そのような支援が効果的だったかは定かではありませんが、湘南白百合は、関東大会において、検察・弁護チームともに抜群のチームワークを発揮し、うまく引き出した証言や供述を使い、何度も聞いていた支援弁護士ですら初めて聞く内容の論告・弁論を披露し、歴代最高得点かとも言われる評価をされて優勝しました。今年も、生徒たちには、事実は見方により全く別の評価が可能であることを実感してもらえ、そのため多面的な視点で考えることが、対人関係を含めた様々な問題の有効な解決方法であることを認識してもらえたと感じています。高校生時代にこのような貴重な経験ができる本大会が末永く続けばとあらためて思いました。

(法教育委員会委員 高井 英城)



高校生模擬裁判選手権予選

私の担当した清泉女学院は、惜しくも本戦出場はできませんでしたが、予選では2位タイという結果を残すことができました。

私自身、初めての参加で、支援のイメージが曖昧なまま初回の支援日を迎え、ベテラン支援弁護士の伊東秀文会員の言動を見よう見まねで進めました。初めてだったのは私だけではありません。生徒たちも初挑戦の1年生でしたし、そもそも同校自体が初めての参加でした。そのため、支援弁護士である私も、生徒たちも、担当教諭の先生も、手探りの中、スタートするのですでした。

生徒たちは、「初参加だし、みんなで盛り上げられれば何より!」という雰囲気でありながら、その内には「どうせ出るなら、予選だけでも突破したい!」という熱い闘争心を持っていました。

私が一番感動したのは、生徒たちの「成長力」です。生徒たちの熱い闘争心は、体験する1分1秒の全てを、生徒たちの成長に向けてくれました。初日には「弁論」



や「論告」の意味すらよく分かっていなかった生徒たちでしたが、回を重ねるごとにめきめきと自分たちの「形」を作っていきました。発表の方法についても、支援弁護士

生徒たちの「成長力」

は特に具体的な助言をしませんでした。いつの間にか、生徒たちのやり方が作られていました。どうやら、過去の模擬裁判の動画などを観てヒントを得て、自分たちなりの発表方法を築いていったようです。

生徒たちの「成長力」は、予選当日にも見られました。前半戦では、優勝校の湘南白百合学園を相手に善戦を魅せたのですが、その中で、相手校が発揮した優れた技術や方法を自分たちなりに吸収したのです。そして、後半戦の直前に作戦を練り直し、それを本番にぶつけました。土壇場で新しいことを取り込むという、一見、危うくもあるこの戦術。まさに生徒たちの「成長力」のなせるワザだと感動しました。

生徒たちにとって初めて参加した模擬裁判選手権でしたが、高いレベルでの戦いが繰り返される神奈川県予選が眼前の目標にあったことは、とても意味のあることだと思います。先ほど述べたように、生徒たちは本番の最中にも成長を見せ、「ぜひ来年も!」と意気込んでいます。しかも歴戦の王者である湘南白百合学園の胸を借りることもでき、本当に大きなステップになったようです。

今後新たな挑戦者がどんどん参加し、またリピーターも増えていく…そんな神奈川県予選を、これからも盛り上げていきたいです!

(法教育委員会委員 久保 友宏)

Summer 2016 School サマースクール

【はじめに】

平成28年8月5日、横浜地方裁判所・横浜地方検察庁との共催により「サマースクール2016」が開催されました。サマースクールは、神奈川県在住・在学の中高生を対象とし、模擬裁判や評議、施設見学、法曹三者との座談会を通じて、私たち法律家の仕事を身近に感じてもらうとともに、ひとつの事象に対して様々な視点から捉える力や自分の考えを相手に伝える力を養ってもらおうという「法教育」のイベントです。

サマースクールは、今年で区切りの10回目を迎え、当会の夏の恒例企画となっています。今年は45の中学校・高校から、49名の中学生と17名の高校生が参加し、裁判官・検察官・弁護士等の関係者を合わせると総勢100名以上が参加した大イベントとなりました。

【午前企画】

入学式においては、三浦会長よりご挨拶いただき、サマースクールで身に付けて欲しい力についての話がありました。その後、生徒たちは、裁判所・検察庁で行う施設見学、法曹三者との座談会、裁判傍聴会の3班に分かれ、それぞれの企画に参加しました。

施設見学の班は、裁判所では実際の法廷において担当の書記官から裁判の仕組みや裁判所の仕事を紹介していただき、また検察庁では取調室の見学や実際の証拠品を用いたクイズ等で検察庁の仕事を紹介していただきました。

法曹三者との座談会の班は、それぞれの職業を伏せた状態で職業当てクイズを実施したほか、それぞれの体験談や仕事内容を説明していただきました。そのほか、生徒たちからの質問にも積極的に答えていただき、生徒たちにとって充実した時間となったようです。

裁判傍聴会では、生徒たちに実際の刑事裁判を傍聴してもらい、傍聴後は、公判を担当した弁護人にもご協力いただき解説講義を行いました。学校単位での裁判傍聴会は当委員会において通年で受け付けていますが、個人単位での裁判傍聴会はサマースクール独自の企画ですので、生徒たちにとっても貴重な機会になったようです。

【午後企画】

午後は、実際の法廷を使い模擬裁判劇を行った後、裁判官・検察官・弁護人それぞれの立場に立って事案の検討を行いました。昨年に引き続き、生徒たちの議論を円滑に進めるために評議シートを用意しましたが、生徒たちの議論を深めるためにもシートの記載は最小限にとどめ、生徒たちの自発的意見を尊重するよう心掛けました。生徒たちは、さまざまな論点について積極的に発言して活発な議論を行いました。講評を担当していただいた裁判官や検察官からのアドバイスもあり、生徒たちは相手の立場を理解しながら論理的

に反論する力を養えたと思います。

【最後に】

サマースクールは来年で11回目となり、新たなスタートを迎えます。今後も従前の反省を踏まえ、生徒たちにとってよりよい学びの場となるよう、開催側もしっかりと準備していく所存です。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(法教育委員会委員 須藤 公太)

センターニュース第20号3面の横浜市立南高校附属中学校での出前授業につき、無料出前授業と表記していましたが、実際は有料の出前授業でした。お詫びして訂正いたします。



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス！

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<http://www.kanaben.or.jp>) にアクセス！



細貝 嘉満 (デスク)	青木 康郎
田丸 明子	河野 隆行
村上 貴久	押田 美緒
松浦ひとみ	伊藤 真哉
	服部 知之
	大木秀一郎